

○第157回農薬専門調査会幹事会（公開）

日時：平成30年2月22日（木）14：00～15：32

議事概要：

（1）農薬（アシノナピル）の食品健康影響評価について

・審議の結果、アシノナピルの一日摂取許容量（ADI）を0.04 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を設定の必要なしとし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

\*殺虫剤で、今回、みかん、りんご等への新規登録申請がされています。また、魚介類への基準値設定の要請がされています。

（2）農薬（ランコトリオンナトリウム塩）の食品健康影響評価について

・審議の結果、ランコトリオンナトリウム塩の一日摂取許容量（ADI）を0.001 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.1 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

\*除草剤で、今回、水稻への新規登録申請がされています。

（3）農薬（テトラコナゾール）の食品健康影響評価について

・審議の結果、テトラコナゾールの一日摂取許容量（ADI）を0.004 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.05 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

\*殺菌剤で、てんさい、りんご等に使用します。今回、畜産物への基準値設定の要請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（4）その他

・食品健康影響評価について調査審議する評価部会が以下のとおり指定された。

① フルピリミン

・評価第一部会において調査審議することとなった。

\*殺虫剤で、今回、水稻への新規登録申請がされています。また、魚介類への基準値設定の要請がされています。